

○南相馬市定住促進住宅条例

平成22年12月28日
条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、定住促進住宅及び共同施設の設置並びに管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法第244条第1項の規定に基づき、市民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、定住促進住宅及び共同施設を設置する。

2 定住促進住宅の名称等は、次のとおりとする。

住宅の名称	部屋番号	位置	竣工年度	戸数	専用床面積
南相馬市定住促進住宅1号棟	101～508	南相馬市鹿島区寺内字古川12番地の6	平成3年度	40	53.1m ²
南相馬市定住促進住宅2号棟	101～508	南相馬市鹿島区寺内字古川12番地の6	平成3年度	40	53.1m ²

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住促進住宅 市内への定住促進を図るため、市が低額所得者に賃貸する住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 共同施設 児童遊園、集会場その他定住促進住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 住宅監理員 定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、定住促進住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える者をいう。

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (3) インターネットホームページ

2 前項の公募に当たっては、市長は、定住促進住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に係る者を公募を行わず、定住促進住宅

に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 南相馬市営住宅条例（平成18年南相馬市条例第150号）第3条第1号に規定する市営住宅（以下「市営住宅」という。）の用途廃止による除却
- (4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。

（入居者の資格）

第6条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に入居させる必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に定住を希望し、かつ居住をするために住宅を必要としている者であること。
- (2) その者の収入が、南相馬市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (3) 過去に公営住宅に入居していた者にあつては、未納の家賃等の債務がないこと。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居の申込み及び決定）

第7条 前条に規定する入居者資格のある者で定住促進住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を定住促進住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者の抽選）

第8条 市長は、前条第1項の規定による入居の申込者数が入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、公開抽選の方法により定住促進住宅の入居者を決定する。

（入居補欠者）

第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を抽選する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者が定住促進住宅に入居しないときは、前項入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。

（入居の手続）

第10条 定住促進住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
 - (2) 第18条の規定により敷金を納付すること。
- 2 定住促進住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内

にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(1) 入居決定者が家賃債務保証業者（国土交通大臣が定める家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第2条第2項に規定する家賃債務保証業者であって、市長が認めるものをいう。次条において同じ。）と家賃の支払に係る債務（同条において「家賃債務」という。）を保証する契約を締結する場合

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で、家賃を同法第37条の2に基づく保護機関による代理納付にて納付する場合

(3) 入居決定者に特別の事情があると市長が認める場合

4 市長は、定住促進住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないとき、定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、定住促進住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに定住促進住宅の入居を許可し、入居可能日を通知しなければならない。

6 定住促進住宅の入居を許可された者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（連帯保証人に関する届出）

第10条の2 定住促進住宅の入居者は、連帯保証人に関する事項に変更が生じたとき又は家賃債務保証業者と家賃債務を保証する契約の変更若しくは解除をするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（連帯保証人の極度額）

第10条の3 第10条第1項第1号の規定により入居決定者の連帯保証人となる者が保証する極度額は、当該入居決定者の入居に際して算出された家賃の12月分に相当する額とする。

（同居の承認）

第11条 定住促進住宅の入居者は、当該定住促進住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（入居の承継）

第12条 定住促進住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該定住促進住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。

（収入の申告等）

第13条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定める期日までに収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条に規定する方法を準用する。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の決定)

第14条 定住促進住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、令第2条に規定する方法により算出した額に規則で定める階数に応じた率を乗じて得た額により決定する。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、定住促進住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該定住促進住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 定住促進住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。)が前項に規定する収入の申告をすること及び第30条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の定住促進住宅の毎月の家賃の決定については、南相馬市営住宅条例第13条第2項の規定を準用する。

3 前項の規定により算出された家賃に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者に対して規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。

- (1) 入居者及び同居者の収入が著しく低額になったとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が定住促進住宅を明け渡した日(第32条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求の日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日又は12月にあっては翌年1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日でない最も近い翌日とする。

3 入居者が新たに定住促進住宅に入居した場合又は定住促進住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。この場合

において、100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が100円未満であるときは100円とする。

- 4 入居者が第31条に規定する手続を経ないで定住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の特例)

第17条 市長は、市営住宅の用途廃止による除却に伴い当該市営住宅の入居者が指定された定住促進住宅に移転する場合は、新たに入居する定住促進住宅の家賃が従前の市営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条の規定にかかわらず、急激な家賃の負担が生じないように当該家賃を緩和措置により減額することができる。

- 2 家賃の緩和措置は、規則で定める。

- 3 緩和措置で算出された家賃に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(敷金)

第18条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する額の敷金を徴収するものとする。

- 2 市長は、第15条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

- 4 還付する敷金には、利子を付けない。

(敷金の特例)

第19条 市長は、市営住宅の用途廃止による除却に伴い、当該市営住宅の入居者が指定された定住促進住宅に移転する場合は、当該定住促進住宅の敷金の額を前市営住宅の敷金の額に据え置くことができる。

(敷金の運用等)

第20条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全かつ確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第21条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

- 2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

らない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用又は維持に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、定住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由により、定住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第24条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第25条 入居者は、定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

第26条 入居者は、定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第27条 入居者は、定住促進住宅を模様替えし、又は工作物等の増築をしてはならない。

ただし、原状回復が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該定住促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復を行うことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項の承認を得ずに定住促進住宅を模様替えし、又は工作物等の増築をしたときには、入居者は自己の費用で原状回復を行わなければならない。

(収入超過者に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第13条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が定住促進住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2 定住促進住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において、第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第30条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第14条第3項の規定にかかわらず、当該入居者の定住促進住宅の家賃の決定については、南相馬市営住宅条例第30条第2項の規定を準用する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第29条 収入超過者は、定住促進住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入状況の報告の請求等)

第30条 市長は、第14条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定又は第15条の規定による家賃の減免若しくは徴収猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は前項の職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(住宅の検査)

第31条 入居者は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、明渡しの5日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第27条の規定により定住促進住宅を模様替えし、又は工作物等の増築をしたときは、前項の検査のときまでに、自己の費用で原状回復を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第32条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、その定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。

(5) 第11条、第12条及び第23条から第27条までの規定に違反したとき。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(駐車場の管理)

第33条 定住促進住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、次条から第40条までに定めるところにより、行わなければならない。

(使用の許可)

第34条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第35条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 定住促進住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が、自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第32条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(使用の手続)

第36条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望するものは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、使用開始日を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。
- 3 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が前項に規定する期間内に使用を開始しないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用者の決定)

第37条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、規則で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障がい者である場合その他特別な理由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用料)

第38条 駐車場の使用料は、1,000円とする。

- 2 駐車場の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。この場合において、100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が100円未満であるときは100円とする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第39条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(5) 第35条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の使用許可の取消しを受けた使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項各号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(準用)

第40条 駐車場の使用については、第33条から前条までに定めるもののほか、第16条第1項、第2項及び第4項、第25条、第26条、第27条第1項本文並びに第31条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「定住促進住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(住宅監理員及び定住促進住宅管理人)

第41条 市長は、市職員のうちから住宅監理員を任命し、置くものとする。

2 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、定住促進住宅管理人を置くことができる。

3 定住促進住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

4 前3項に規定するもののほか、住宅監理員及び定住促進住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第42条 市長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に定住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該定住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第43条 市長は、指定管理者に定住促進住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の公募)

第44条 市長は、指定管理者に定住促進住宅及び共同施設の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、定住促進住宅及び共同施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第45条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入居者の公募、入居、退居等の手続に関する業務
- (2) 駐車場の使用等の手続に関する業務
- (3) 定住促進住宅の家賃の徴収等の補助に関する業務
- (4) 定住促進住宅及び共同施設、設備、備品等の維持管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続)

第46条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 定住促進住宅及び共同施設における入居希望者及び入居者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 定住促進住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 定住促進住宅及び共同施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 定住促進住宅及び共同施設を安定して管理するための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定にする個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準
(指定管理者の指定等の公告)

第47条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第52条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第48条 指定管理者は、次に掲げる基準により、定住促進住宅及び共同施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設管理を行うこと。
- (2) 入居者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 定住促進住宅及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第49条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と定住促進住宅及び共同施設の管理に

関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第50条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第52条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 管理経費の収支状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による定住促進住宅及び共同施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の徴取等)

第51条 市長は、定住促進住宅及び共同施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第52条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による定住促進住宅及び共同施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第53条 指定管理者、定住促進住宅及び共同施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項に該当する個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、定住促進住宅及び共同施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第55条 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 定住促進住宅の入居者の公募、決定及び入居の手續並びに駐車場使用の手續及び使用者の決定に関する行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に、独立行政法人雇用・能力開発機構が南相馬市鹿島区内に所有する雇用促進住宅に入居していた者が、引き続きこの条例で規定する定住促進住宅に入居を希望する場合は、第4条及び第6条の規定にかかわらず、入居させることができる。

附 則 (平成28年9月23日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南相馬市営住宅条例第10条第3項及び南相馬市定住促進住宅条例第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の入居決定者及び連帯保証人を変更する入居者について適用し、同日前までの入居決定者及び入居者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の南相馬市営住宅条例第10条の3及び南相馬市定住促進住宅条例第10条の3の規定は、この条例の施行の日以後の入居決定者の連帯保証人になる者について適用し、同日前までの入居決定者及び入居者の連帯保証人については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、第1条の規定による改正後の南相馬市営住宅条例及び第2条の規定による改正後の南相馬市定住促進住宅条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に、第1号の規定による改正前の南相馬市営住宅条例の規定及び第2条の規定による改正前の南相馬市定住促進住宅条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為がこの条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。